

広島市規則第 6 9 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

消防局長に対する事務委任に関する規則及び広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

消防局長に対する事務委任に関する規則及び広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(消防局長に対する事務委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 消防局長に対する事務委任に関する規則（昭和 3 4 年広島市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

本則第 7 8 号中「第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 6 項」を「第 4 4 条の 2 第 5 項、第 6 項及び第 8 項」に改める。

(広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成 1 2 年広島市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「第 4 4 条の 2 第 4 項若しくは第 5 項」を「第 4 4 条の 2 第 5 項から第 7 項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。